

## 予定価格等の事前公表について（電子入札）（H31.4）

福岡県では、予定価格及び最低制限価格の事前公表を実施しています。

平成18年1月1日から、予定価格及び最低制限価格の事前公表対象工事は、建設工事のうち競争入札に付するものになりましたので、入札に際しては下記事項に十分留意してください。

なお、予定価格及び最低制限価格は、指名通知書又は競争参加資格確認通知書に記載しています。

### 記

- 1 入札回数は、1回とする。
- 2 落札者がいない場合においては、随意契約は行わない。
- 3 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を必ず提出すること。  
※工事費内訳書の様式は、電子入札システムに添付している「金抜設計書」を使用し、表紙に会社名を記載すること。  
※工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加できないので、必ず作成し、電子入札システムにより提出すること。
- 4 最低制限価格を下回る金額での入札は失格となる。
- 5 予定価格及び最低制限価格は消費税相当額を含んでおり、入札書記載金額との比較は予定価格及び最低制限価格の110分の100で行うことから、入札書への金額記載に当たっては注意すること。

（参考例）

予定価格（最低制限価格）が11,000,000円の場合

$11,000,000円 \div 1.10 = 10,000,000円$

入札書記載金額が10,000,000円を超えた金額は予定価格（最低制限価格）を超えていることになる。

なお、予定価格以下の価格で入札できない者は、入札前に辞退してください。（辞退届を提出のこと。）